

れている」に改める。

第24条第2項中「第17条第1項」を「第17条第1項及び同条第3項」に、「同条第2項」を「同条第2項及び同条第4項」に改める。

第25条第2項及び第26条中「高齢者及び障害者」を「高齢者、障害者等」に改める。

第5章中第28条を第30条とし、同章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 特別特定建築物に追加する特定建築物等
(特別特定建築物に追加する特定建築物)

第28条 建築促進法第3条第2項の規定により条例で定める特定建築物は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校とする。

(基準適合義務の対象となる特別特定建築物の規模)

第29条 建築促進法第3条第2項の規定により条例で定める建築の規模は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令(平成6年政令第311号)第2条第1号、第2号、第8号、第9号、第10号、第11号及び第12号に規定する特別特定建築物(児童厚生施設その他これに類するもの、ボーリング場及び遊技場を除く。)に限り1,000平方メートルとする。

附 則

- 1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に建築又は修繕若しくは模様替の工事中の特別特定建築物については、改正後の熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例第5章の規定は、適用しない。

熊本県身体障害者福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第10号

熊本県身体障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

熊本県身体障害者福祉センター条例(昭和50年熊本県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(利用料金)

第5条 福祉センター(体育館に限る。以下この条において同じ。)の利用者は、福祉センターの使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納めなければならない。

- 2 利用料金は、社会福祉法人熊本県社会福祉事業団にその収入として収受させることができる。
- 3 利用料金の額は、別表に定める基準額に0.7を乗じて得た額から当該基準額に1.3を乗じて得た額までの範囲内の額で、社会福祉法人熊本県社会福祉事業団が知事の承認を受けて定める額とする。
- 4 社会福祉法人熊本県社会福祉事業団は、利用料金の減免又は還付をするに当たっては、不当な差別的取扱いをしてはならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第5条関係)

区 分	基 準 額
全面の使用	1時間につき860円
半面の使用	1時間につき500円
3分の1面の使用	1時間につき360円

備考 使用する時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は、1時間とみなす。

附 則

この条例は、平成16年3月10日から施行する。

熊本県肢体不自由児施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第11号

熊本県肢体不自由児施設条例の一部を改正する条例

熊本県肢体不自由児施設条例(昭和30年熊本県条例第28号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本県こども総合療育センター条例

第1条及び第2条を次のように改める。

(設置)

第1条 肢体不自由、知的障害等のある児童又はその疑いのある児童に関する相談、診断、治療、訓練等を行い、これらの児童の福祉を増進するため、熊本県こども総合療育センター(以下「センター」という。)を下益城郡松橋町に設置する。

(肢体不自由児施設等)

第 2 条 センターに、次の施設を置く。

- (1) 肢体不自由児施設（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 43 条の 3 に規定する肢体不自由児施設（病院に収容することを要しない肢体不自由のある児童であつて、家庭における養育が困難なものを入所させる施設及び次号に掲げる施設を除く。）をいう。第 5 条において同じ。）
- (2) 肢体不自由児通園施設（法第 43 条の 3 に規定する肢体不自由児施設のうち通所による入所者のみを対象とする施設をいう。）
- (3) 知的障害児通園施設（法第 43 条に規定する知的障害児通園施設をいう。）

第 3 条中「施設」を「センター」に改める。

第 5 条第 1 項中「施設」を「センター」に改め、同条第 3 項中「施設」を「肢体不自由児施設」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の熊本県こども総合療育センター条例第 5 条の規定は、この条例の施行の日以後に診療、試験、検査等又は児童短期入所を受ける者について適用し、同日前に診療、試験、検査等又は児童短期入所を受けた者については、なお従前の例による。

熊本県立保育大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 16 年 3 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 12 号

熊本県立保育大学校条例の一部を改正する条例

熊本県立保育大学校条例（昭和 29 年熊本県条例第 76 号）の一部を次のように改正する。
第 1 条中「児童福祉施設において児童の保育に従事する」を「児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 18 条の 4 に規定する」に改める。

第 5 条第 2 項中「111,600 円」を「115,200 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 16 年度分の授業料に関する改正後の第 5 条第 2 項の規定の適用については、同項中「115,200 円」とあるのは「112,800 円」とし、平成 17 年度分の授業料に関する同項の規定の適用については、同項中「115,200 円」とあるのは「114,000 円」とする。

熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例をここに公布する。

平成 16 年 3 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 13 号

熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、入浴施設に関する衛生管理の徹底を図ることにより、レジオネラ症の発生を防止し、もって県民の健康を守ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅館 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）に規定する旅館業を営む施設をいう。
- (2) 公衆浴場 公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）に規定する公衆浴場をいう。
- (3) 医療施設 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に規定する病院及び診療所をいう。
- (4) 社会福祉施設等 次に掲げる施設をいう。

ア 地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）に規定する市町村保健センター

イ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する児童短期入所事業又は放課後児童健全育成事業を行う事業所並びに同法に規定する助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童相談所

ウ 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に規定する身体障害者デイサービス事業又は身体障害者短期入所事業を行う事業所並びに同法に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設及び身体障害者福祉センター

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に規定する精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム及び精神障害者福祉工場並びに同法に規定する精神障害者短期入所事業又は精神障害者地域生活援助事業を行う事業所

オ 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に規定する救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設

カ 売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）に規定する婦人相談所及び婦人保護施設